

# 平成 24 年度税財政等に関する提案 (説明資料)

平成 23 年 11 月  
全国知事会

## 社会保障関係費の現状(平成22年度)

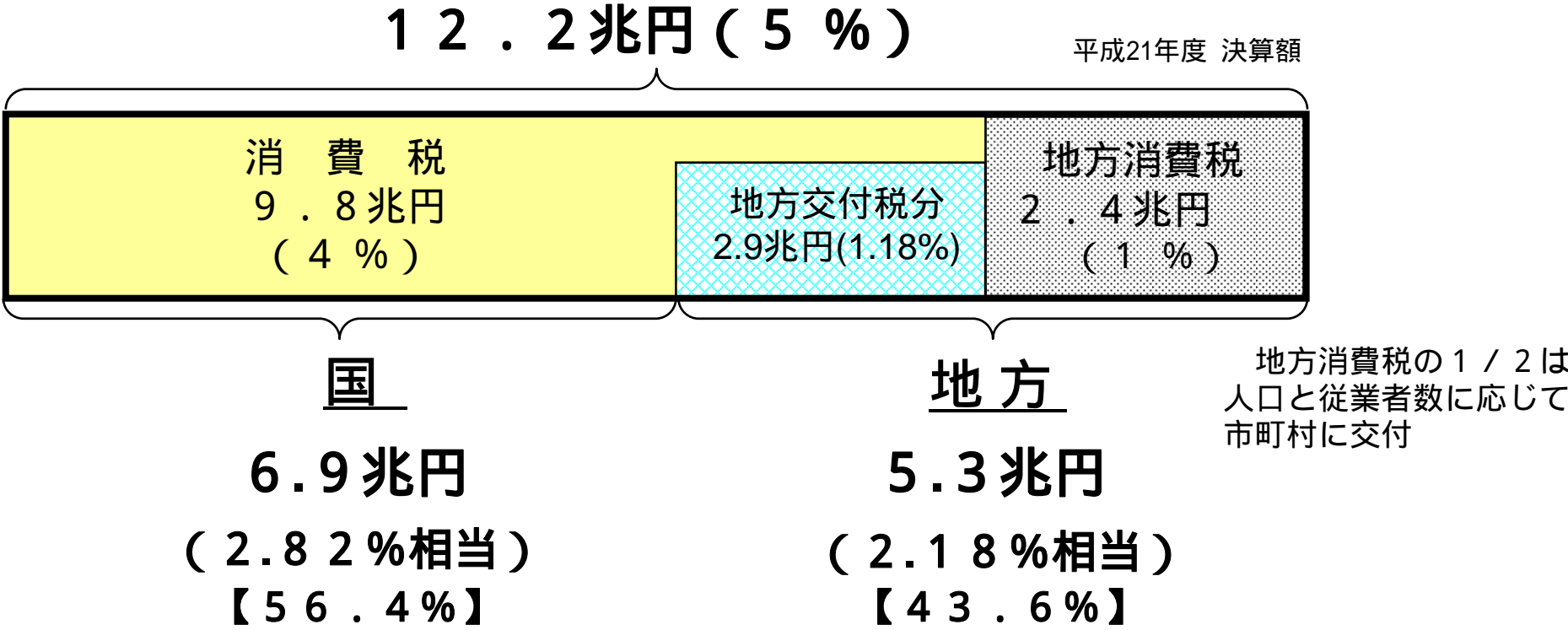
(単位:兆円)

	国費を伴う事業		地方単独事業 c	地方負担計 b+c	国:地方比率 (a : b+c)
	国費 a	地方費 b			
基礎年金	9.9	0.7	-	0.7	「高齢者3経費」
後期高齢者医療	4.5	2.2	0.0	2.2	
介護	2.2	2.1	0.7	2.8	
<b>小計 (高齢者3経費)</b>	<b>16.6</b>	<b>5.0</b>	<b>0.7</b>	<b>5.7</b>	<b>国:地方 = 3 : 1</b> (74.4% : 25.6%)
その他年金(恩給等)	1.4	0.0	0.0	0.0	「社会保障4分野」
医療	5.1	1.5	2.7	4.2	
子ども・子育て	2.4	1.9	1.7	3.6	
<b>小計 (社会保障4分野)</b>	<b>25.5</b>	<b>8.4</b>	<b>5.1</b>	<b>13.5</b>	<b>国:地方 = 2 : 1</b> (65.4% : 34.6%)
障害者福祉等	2.4	1.1	1.1	2.2	「関係経費全体」
<b>合計(関係経費全体)</b>	<b>27.8</b>	<b>9.5</b>	<b>6.2</b>	<b>15.7</b>	<b>国:地方 = 3 : 2</b> (63.9% : 36.1%)

(注) 国費及び地方負担額は総務省の資料による。また、国費を伴う事業はH22当初予算ベース、地方単独事業はH22決算ベースの数値。

# 消費税・地方消費税の国・地方配分関係

地方消費税は消費税の25%（税率にして1%相当）。  
消費税の29.5%は、地方交付税の原資とされている。



# 社会保障・税一体改革成案

## 原案

(6月3日社会保障改革に関する集中検討会議)

・現行分を含めた、消費税の全税収(国・地方)を、高齢者三経費を基本としつつ、「社会保障四経費」における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

・地方単独事業で提供されているサービスについては、独自に財源が確保できるよう、地方自治体の課税自主権の拡大・発揮について検討。

## 成案(6月30日閣議報告)

現行分の消費税(国・地方)については、国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを維持。引き上げ分の消費税収については、社会保障四経費に則った範囲における国と地方の役割分担に応じて配分を行う。

地方単独事業を含めた社会保障給付の全体像及び費用推計を総合的に整理した上で、地方単独事業に関して、必要な安定財源が確保できるよう、地方消費税の充実等の地方税制の改革などを行う。

この修正を前提として、今後、分科会も含めた「国と地方の協議の場」において継続的かつ実質的な協議を行う必要がある。

# 「社会保障・税一体改革」の今後の議論

## 1 「社会保障給付の全体像」の提示

高齢者三経費や社会保障四経費に限定せず、社会保障の総合化を見据え、障害者施策や就労支援等を含めた社会保障の全体像をまずは提示すべき。

<平成23年9月13日第178回国会における野田総理所信表明演説>

- ・ 社会保障制度については、「全世代対応型」へと転換し、世代間の公平性を実感できるものにしなければなりません。
- ・ 若者、女性、高齢者、障害者の就業率の向上を図り、意欲ある全ての人ができる「全員参加型社会」の実現を進めるとともに、貧困の連鎖に陥る者が生まれぬよう確かな安全網を張らなければなりません。

## 2 地方単独事業についての財源措置

法令等により義務づけられた事業はもとより、乳幼児医療費助成や障害者医療費助成のように住民の声を踏まえて全国的に展開されている事業も対象とすべき。

### 乳幼児医療助成...全都道府県において実施

<少子化対策基本法>

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを産み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 障害者医療助成...全都道府県において実施

<障害者基本法>

第12条第3項 国及び地方公共団体は、障害者とその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

現金給付のみならず、サービス給付も社会保障給付であることを前提に、マンパワーに係る人件費等についても対象とすべき。

(例) 保育所保育士：約88,700人、保健師・助産師：約35,500人、ケースワーカー：約21,700人、児童福祉司：約2,600人

## 国と地方が一体として提供する社会保障サービス

項 目	補助事業	地方単独事業
予防接種	予防接種による健康被害(国1 / 2)	予防接種自体(インフルエンザ等)【1,110億円】
がん検診	子宮頸がん、乳がん(国1 / 2)	胃がん、肺がん、大腸がん等【970億円】
保健所経費	肝炎検査、HIV検査等特定業務(国1 / 2)	一般的保健所経費【2,630億円】
母子・乳幼児	母子手帳・乳幼児家庭全戸訪問、妊婦健診(9回分)(国1 / 2)	妊婦健診(5回分)・乳幼児健診【850億円】
児童福祉	子ども手当(国定率負担)、児童扶養手当(国1 / 3)	児童相談所【350億円】、乳幼児医療費【2,400億円】
保育所経費	私立認可保育所(1 / 2)	公立認可保育所、認可外保育所、保育料軽減【9,700億円】
老人福祉施設	特養、老人保健施設の入居費用(介護保険施設) (保険料50%、国20%)	養護老人ホーム、軽費老人ホーム等【800億円】
障害者医療	自立支援医療費(特定の医療費を自己負担 1割水準まで軽減)(国1 / 2)	その他障害者医療費【2,150億円】
生活保護	生活保護扶助(国3 / 4)	福祉事務所(ケースワーカー等)【750億円】
国民健康保険	国・地方の定率負担(保険料50%と国43%)	保険料軽減【3,670億円】

注:地方単独事業の金額は、総務省調査による。

# 一体的な社会保障サービスを提供するための地方単独事業 (代表的なもの)

## 法令等により義務づけられた事業

### (保育・子育て支援等)

- 公立保育所・幼稚園の運営
- 私立保育園・幼稚園運営助成
- 児童相談所・一時保護所の運営
- 放課後児童対策、児童館運営
- 民生児童委員の活動 等

### (予防、健診、検診等)

- 予防接種 (インフルエンザ等)
- 保健所、市町村保健センターの運営
- 健康診査 (妊産婦、乳幼児、生活習慣病等)
- がん検診 (胃、肺、大腸がん等) 等

### (救急医療)

- 小児救急、周産期救急、夜間休日救急等

### (生活保護、高齢者、障害者等の福祉)

- ケースワーカー
- 障害者施設、小規模作業所
- 障害者自立支援
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム 等

### (国民皆保険、医療機会の確保)

- 国保保険料引き下げ
- 病院事業会計負担金・補助金・繰入金

## 全国的に展開されている事業

### (医療費の軽減)

- 乳幼児医療費助成
- 障害児 (者) 医療費助成
- 母子 (父子) 家庭医療費助成
- 難病患者医療費助成 等

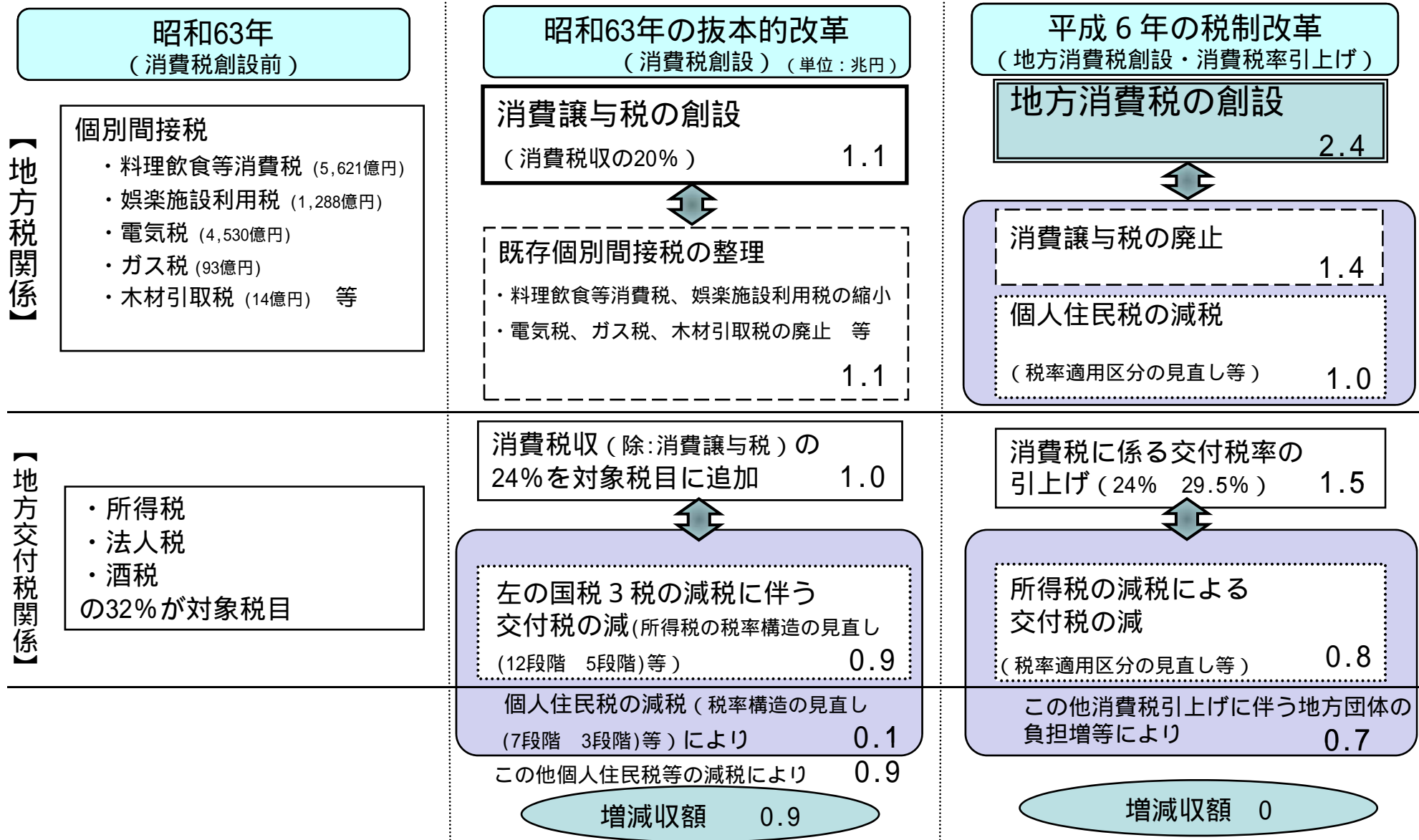
### (介護・福祉等)

- 介護予防・地域支えあい事業
- 介護用品の支給事業
- 高齢者在宅支援、社会活動支援 等

### (子育て支援等)

- 地域子育て支援センター 等

現行の地方消費税の税率及び国の消費税に係る地方交付税の法定率については、昭和63年の抜本的改革の際に実施された料理飲食等消費税や電気税をはじめとする地方の個別間接税の整理、平成6年の税制改革の際に実施された個人住民税や所得税の減税等によって生じた地方税や地方交付税の減収の身替わりとして、地方税財源を確保する観点から、その水準が決定された経緯がある。



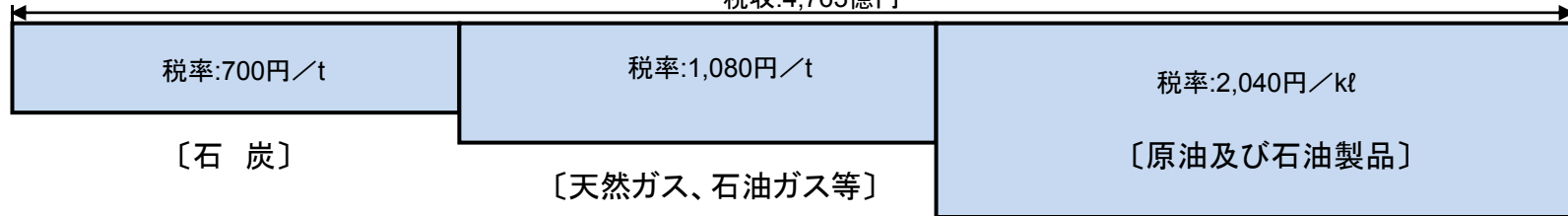


# 地球温暖化対策のための税①

**現行の石油石炭税にCO2排出量に応じた税率を上乗せ** 税込収:2,405億円  
(平年度)

〔石炭〕税率:670円/t    〔天然ガス、石油ガス等〕税率:780円/t    〔原油及び石油製品〕税率:760円/kℓ

税込収:4,763億円



石油石炭税(国税)

地球温暖化対策のための税

平成22年10月28日政府税調提言内容  
地球温暖化対策に関する地方の役割等を踏まえて、一定割合を地方税源化すべき

## 平成23年度税制改正大綱(抜粋)

### 第2章 6. 環境関連税制

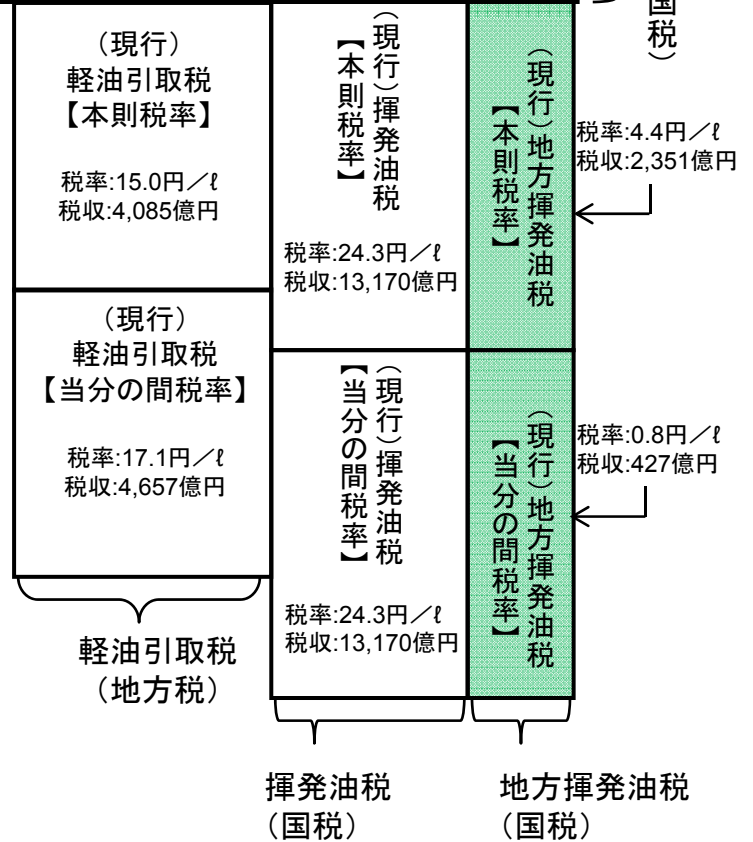
#### (4) 地球温暖化対策に関する地方の財源確保

地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組が進められることが不可欠です。既に地方公共団体が、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施していることを踏まえ、エネルギー起源CO2排出抑制策、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に係る諸施策を地域において総合的に進めるため、地方公共団体の財源を確保する仕組みについて検討します。

### 第3章 9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

(5) 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進めます。



※税込収は、地球温暖化対策のための税を除き、平成23年度予算・地方財政計画ベース

## 地球温暖化対策について

## 地方公共団体の地球温暖化対策

平成22年度予算額

合計 **約1兆6,400億円**

(都道府県：約9,200億円、市町村：約7,200億円)

CO <sub>2</sub> 、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等に関する対策 ・公共交通機関の利用促進 ・太陽光発電設備の導入促進 ・家庭用廃食油の資源化の促進	約1兆1,400億円
温室効果ガス吸収源対策 ・森林整備事業	約4,700億円
その他の対策 ・温暖化対策地域推進計画の策定 ・温室効果ガス排出量の調査、公表	約300億円
合計	約1兆6,400億円

総務省が予算額を調査し作成したもの。

## 国の地球温暖化対策

平成22年度予算額

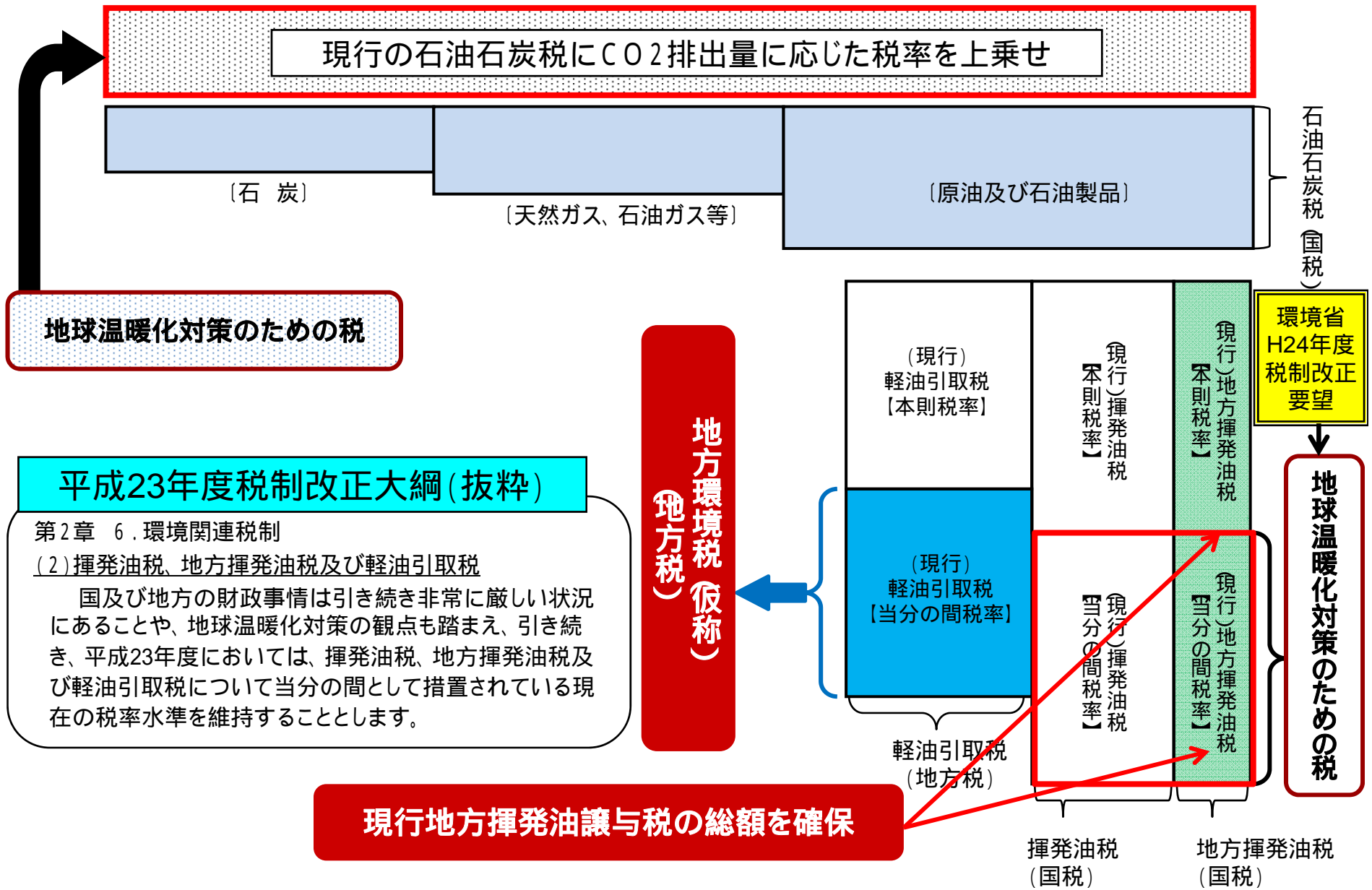
合計 **約1兆1,284億円**

京都議定書6%削減約束に直接の効果があるもの	5,029億円
温室効果ガスの削減に中長期的に効果があるもの	3,405億円
その他結果として温室効果ガスの削減に資するもの	2,167億円
基盤的施策など	683億円
合計	1兆1,284億円

環境省報道発表資料を基に総務省が作成したもの。

**地方は、国以上に、地球温暖化対策推進の上で大きな役割を担っている。**

# 地球温暖化対策のための税



## 環境自動車税(仮称)の創設

### 【これまでの経緯】

- H21年11月 原口総務大臣(当時)が環境自動車税の創設を提唱
- H22年 3月 総務省に「自動車関係税制に関する研究会」(座長:神野直彦 東京大学名誉教授)を設置
- H22年 9月 「自動車関係税制に関する研究会報告書」公表
- H22年11月 片山総務大臣(当時)が「環境自動車税(仮称)に係る基本的な考え方」を税制調査会に提案

### 自動車税(地方税)

排気量等に応じた課税

毎年度徴収

平成23年度税込

地方 1.6兆円

### 自動車重量税(国税)

車両重量に応じた課税

車検時徴収(2~3年ごと)

平成23年度税込

{ 国 0.4兆円  
地方 0.3兆円  
(自動車重量譲与税)

現行の自動車税と自動車重量税を一本化

~グリーン化・簡素化~

環境自動車税(仮称)  
(新しい地方税)

# 自動車取得税の堅持

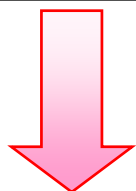
自動車取得税は、

自動車による交通事故や騒音、CO2の排出などの社会的費用に関し地方公共団体が供給する行政サービスに対して、受益に着目した税負担を求めるもの

偏在性が少なく、自動車取得税交付金が交付される市町村にとっても貴重な税源であることから堅持すべきである。

## 自動車取得税収(全国)の推移

平成20年度決算額 3,663億円



エコカー減税の導入(H21～H23)  
電気、天然ガス、ハイブリッド車等…非課税  
低燃費かつ低排出ガス認定車等  
…75%又は50%軽減

平成21年度決算額 2,310億円

エコカー減税による当初の減収見込額  
1,390億円

減収補てん交付金500億円を創設

実際には、1,730億円の減収  
(見込額を大幅に上回る減収が発生)

## 市町村交付金

都道府県に納付された税額の約7割を市町村が管理する道路の延長及び面積にあん分して交付。

	富山県税収	うち市町村交付金
20年度	34億円	22億円
21年度	21億円	15億円

政令指定都市へは、さらに政令指定都市が管理する一般国道等の延長及び面積に応じて割増交付。

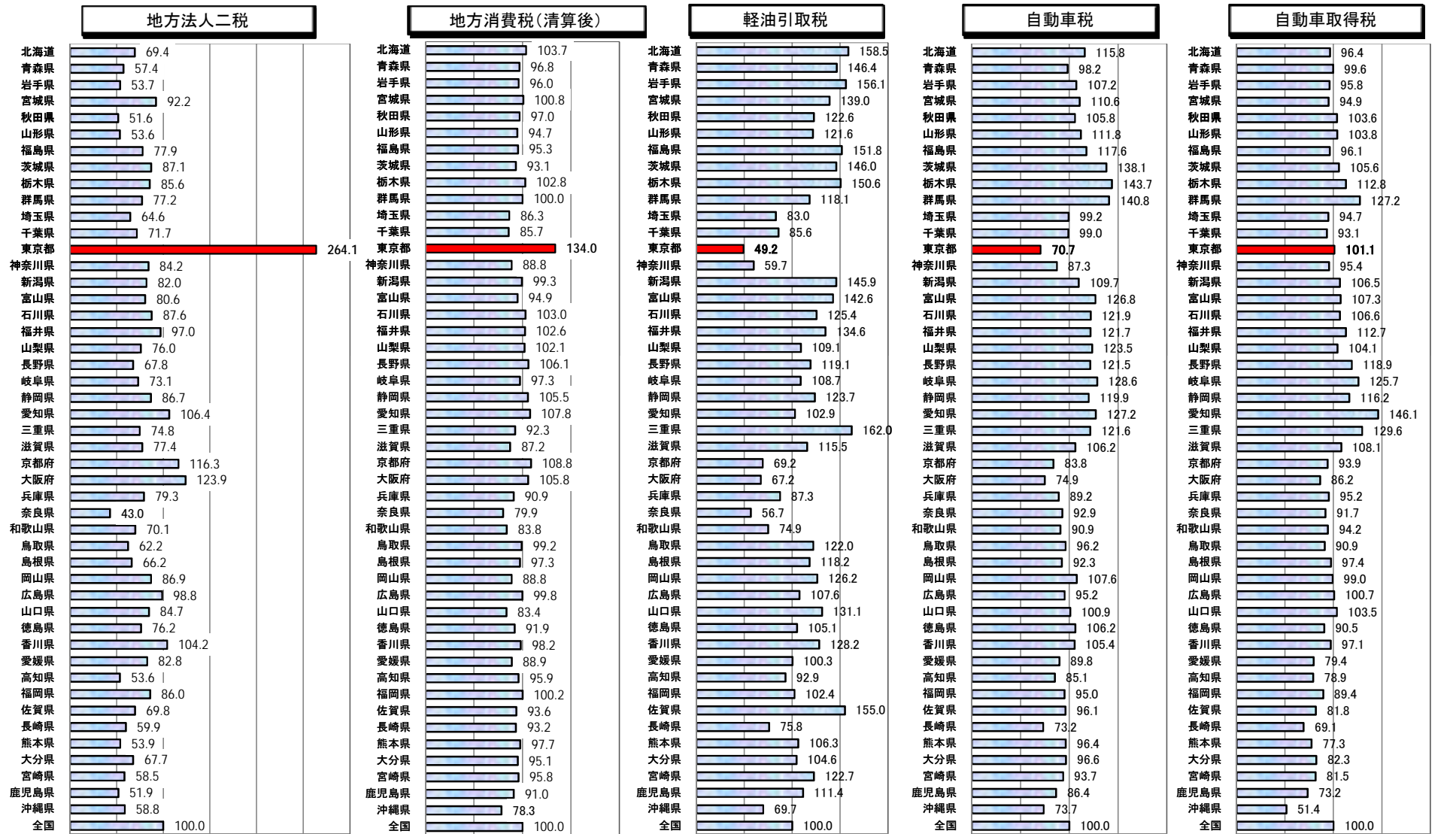


制度の見直しによる影響は、  
特に政令指定都市で大きく生じる。

	横浜市	名古屋市	大阪市	川崎市
20年度	84億円	67億円	67億円	30億円
21年度	56億円	40億円	38億円	20億円

# 人口一人当たりの税収額の指数(平成21年度決算)

大都市への税源偏在が課題となる中で、軽油引取税・自動車税・自動車取得税は偏在性の少ない貴重な財源



最大/最小:6.1倍  
(東京)(奈良)  
4兆8,036億円

最大/最小:1.7倍  
(東京)(沖縄)  
2兆4,131億円

最大/最小:3.3倍  
(三重)(東京)  
9,083億円

最大/最小:2.0倍  
(栃木)(東京)  
1兆6,544億円

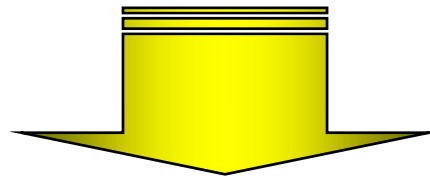
最大/最小:2.8倍  
(愛知)(沖縄)  
2,310億円

## 国と地方の協議の場における意見の反映

### 国と地方の協議の場に関する法律(抜粋)

第三条 協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- 一 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- 二 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- 三 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの



平成24年度の地方財政対策や税制改正等について、「国と地方の協議の場」の議題とし、地方の意見を適切に反映すべき